

～ ウズベキスタン ～

法務総合研究所国際協力部

教官 工 藤 恭 裕

1 経緯

永らくソ連邦の一部を構成していたウズベキスタンは、大陸法に源を有するソ連法系の確固たる法体系及びそれを運用してきた実績を有する上、ソ連邦崩壊前には、ベトナムなど社会主義国から多数の留学生をタシケント国立大学法学部等に受け入れるなど中央アジアの法学教育の中心地でもあり、司法、法律界の人材も豊富であった。しかしながら、1991年にソ連邦から独立した後、経済取引を促進し市場経済化を推進するために多数の法令を制定したものの、長期間にわたり染みついた計画経済的思考から抜け出すことができず、制定された法令自体にも問題が含まれているなど運用面での深刻な問題をかかえている。

そのような状況下で、1999年11月には、ウズベキスタン共和国司法大臣（当時）から、在ウズベキスタン日本大使館中山恭子大使（当時）に対し、日本による法整備支援への期待が表明された。

これを受けて、日本側は、JICA 短期専門家を派遣して現地セミナーを開催するなどした上、市場経済化に向けた法整備支援の重要性及び必要性に鑑み、2002年度から経済取引を促進する法制度に関連したテーマを毎年定めて、毎年一回の国別特設研修を法務総合研究所国際協力部において実施することとしたほか、民法典の改正に向けたプロジェクト策定のため名古屋大学大学院法学研究科市橋克哉教授を始めとする同大学を中心とする学界からの専門家数名が JICA 短期専門家として派遣されてきた。

2 現状と問題点

現在のところ、法整備支援に関する活動はプロジェクト化されておらず、言わばプロジェクトを立ち上げるための準備試行期間である。

国別特設研修については、2002年度は中小企業関連法、2003年度は土地制度及び担保制度をテーマにそれぞれ実施した。2004年度の第3回目の研修からは、具体的なプロジェクトにつなげるための研修を目指すこととし、まず、2004年2月には、遠藤賢治早稲田大学教授及び本職が JICA 短期専門家として派遣され、ウズベキスタン法制度の調査及び関係各機関との協議に臨んだ。

その結果、同年1月から施行されている改正破産法につき、経済裁判所がそれを経済裁判所総会の議題とするなど運用上の問題点を抱えていることを認識するに至り、それに対する日本の支援を求めてきた。以上の状況を踏まえて、両専門家と同時期に派遣されていた JICA 大阪国際センター業務課鍋田肇課長代理（現業務第三チーム主査）を団長とする調査団が、裁判所の倒産実務に関する支援をプロジェクト化することの相当性や実現可能

性を検討し、経済裁判所における倒産法関連書籍の作成及び研修カリキュラム策定を視野に入れ、2004年度国別特設研修は、経済裁判所を主な対象機関として、倒産法をテーマに実施することとし、ウズベキスタン側とその旨の合意を結んだ。

他方、民法典改正に向けた活動については、短期専門家として赴任した市橋教授及び伊藤知義専門家（北海学園大学法学部教授）を中心として、ウズベキスタン民法典の和訳や日本民法のロシア語訳、現地の法律家を集めたウズベキスタン民法典の問題点等を検討する研究会などを実施してきた。しかしながら、ウズベキスタン側との問題認識の共有や対象機関の特定などが課題として残っている。

最後にウズベキスタンに特有の問題点を指摘しておきたい。法律は、まさに概念や定義が命の学問分野であり、法整備支援においては、通訳又は翻訳に関わる悩みはつきものであるが、ウズベキスタンに関しては、さらに問題が複雑である。というのも、ウズベキスタンでは、公用語であるウズベク語とロシア語が並行して使用されているからである。これまで、法整備支援においては、法律用語や法律資料が不十分なウズベク語を使用する場合にもロシア語の参照が避けられないことから、重複した作業を避けるためにも研修などの活動ではロシア語により実施してきた。しかし、近年の脱ロシア語政策のために、ウズベキスタン国内では年々ウズベク語がより多く使用されるようになり、通訳及び翻訳には、両方の言語についての能力が要求され始めており、その条件に合う有能な通訳者を確保することが喫緊の課題である。

3 今後の方針及び活動

ウズベキスタンは、法令や法制度は一応整備され、さらに法律家の能力についても、従前から法整備支援の対象としてきたベトナムやカンボジアなど東南アジアの体制移行国に比べて優れている。しかし他方、30年遡れば自由主義経済の経験を有するベトナムなどと異なり、70年以上にわたって社会主義経済システムに基づく経済運営に頼ってきたウズベキスタンは、市場経済に移行した資本主義国を名乗ってはいるが、市場経済に対する理解については、無知や思い込みからくる誤解がまだまだ多く、しかも、自らの法制度や能力について自信を持つあまり、かえってそれが現状の認識及び評価を誤らせる危険さもある。そのため、法制度整備を支援するに当たっては、一方的に日本の制度の紹介や知識の教授から始めるのではなく、ウズベキスタン側のプライドを保ちながら、自らの問題点に気付くように導くことが必要である。

倒産関連の活動については、大阪地方裁判所倒産部及び大阪大学法科大学院池田辰夫教授に協力していただいている。本年7月には、同教授、JICA大阪特別嘱託下田道敬氏及び田内国際協力部長がJICA短期専門家として派遣され、倒産法制に関する詳細な調査を実施したほか、10月に予定されている国別特設研修に向けた協議を実施した。そして、この国別特設研修は、7月の調査及び調査結果を踏まえて実施する予定であり、そこでは同教授を中心とした学界からの講師及び大阪地方裁判所倒産部を中心とした実務家講師を招いて講義を実施するほか、PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）手法と呼ば

れる参加型計画手法を活用して、研修員の問題意識を醸成するよう努めることとしている。

他方、民法典改正に向けた活動は、2005年3月までの予定で JICA 短期専門家として派遣された三重大学人文学部樹神成教授が、前任者に引き続き民法改正に向けた研究会等を実施しているほか、司法省内に設置された法律問題検討の作業部会にも正式委員として参加し、提言、助言を行いながら、プロジェクト化に向けた準備を行う予定である。

以上のように2系統の活動がありながら、プロジェクトが成立していないこともあって、長期専門家が不在で、現在派遣されているのも樹神短期専門家一人であり、法整備支援における現地の人的リソースが不足していることは否めないが、これまでも当部の丸山教官が名古屋大学のウズベキスタン民法典の和訳作業に協力し、倒産法関連での短期専門家の現地調査の際には、滞在中の伊藤教授及び樹神教授に御協力いただいた。さらに、国別特設研修においても、ウズベキスタンから多数の留学生を受け入れている名古屋大学を訪問し、同大学教授による講義を設けるなどの協力関係を築いてきており、今後ともプロジェクト化に向けてより具体的な活動においても協力していくことが必要である。

なお、法整備支援にのみ向けられた活動ではないが、タシケント法科大学において、名古屋大学大学院法学研究科及び同大学法政国際教育協力研究センター（CALE）との共同事業として、日本語による法学教育の準備が開始されており、この成果が通訳者の確保など法整備支援にも役立てられることが期待される。